

国連女子差別撤廃条約での「従軍慰安婦問題」での今取るべき対応

平成 26 年 5 月 8 日 作成

- ・日本政府が女子差別撤廃条約で提出義務のある政府報告書を出す期限は、来る 7 月です。 → [2 頁解説 1 を参照](#)
- ・「従軍慰安婦」ではこれまで「償いは終わっている」、でしたが、もうそんな回答は出来ません。 → [2 頁解説 2 を参照](#)
- ・何故なら国連の女子差別撤廃委員会(以下「委員会」とする)は、国家の謝罪と賠償、加害者の処罰、教科書への記載等の具体的・現実的な実行を求めているからです。 → [3 頁解説 3 を参照](#)
- ・加えて拷問禁止委員会は、「従軍慰安婦」が「性的奴隷」であった事の承認を勧告しました。 → [4 頁解説 4 を参照](#)
- ・日本政府は「慰安婦」問題で曖昧でない姿勢を打ち出さねばならない所まで追い詰められました。
- ・これを「窮鼠猫を噛む」反撃のチャンスとするべきです。
- ・7 月に出す政府報告書回答例として、最悪と案は以下です：

最悪の回答

1. 「性的奴隷」の明示的な承認、加害者の処罰(の検討)

「性的奴隷」を認めてしまう。これを一旦認めたら今後は賠償と加害者処罰を行う事に成ります。学校教科書にも「従軍慰安婦」、「性的奴隷」、「日本軍の蛮行」と言った言葉が躍る事に成ります。これまで日本政府は「性的奴隷」を明示的に承認(explicit acknowledgement)していません。アメリカ下院と欧州議会の日本非難決議も、この「承認」(acknowledgement)を要求しました。

2. 従来を踏襲した回答

「従軍慰安婦」を「戦時下の娼婦」と勝手に理解し、そんな理解を明言せずに「いわゆる従軍慰安婦」を使い、償いはした、法律上遡及法だから等と、従来通りの回答をする事です。これは「性的奴隷」を暗に認め続ける事になり、それが世界中に広められ、且つ国連の制裁の口実になります。

回答案

日本政府は委員会の「勧告」には従う義務はないが、「勧告」が日本を条約違反と断定している以上答える義務と権利があり、反論し意見を言う権利を行使する。

1) 従軍慰安婦の定義を提案

「従軍慰安婦」を日本政府自らが定義して報告書に書く。そしてその理解でそれまで回答してきたこと明言する。定義は、「従軍慰安婦は戦時下での娼婦であり、兵隊を慰安してくれたので今の生活が悲惨だったら少しは良い思いをさせたいと思って、慰安された兵士に替わって償いをして来た。」云々でしょうか。

これまでのアジア女性基金女の活動や関連する政府声明との整合性も取れるのではないかな。

2) 委員会の「性的奴隷」の定義を逆に訊ねる

「性的奴隷」と断定した根拠を委員会に訊く事です。5 年前に出た最終見解に今頃理由を訊くの少し抵抗が有るでしょうが、7 月までの提出期限に未だ時間が有るので、報告書提出前に『日本政府は随分調べたが「奴隷」とする事実は見つからなかった』と付け加えて、訊いてみる手が有ります。訊いて回答が来ないようでしたらその旨報告書に書いては如何でしょうか。

3) 河野談話の検証を理由に回答を保留

「従軍慰安婦」が強制性の根拠とする河野談話を検証する事に成ったので、回答はその検証後として保留にし、検証後に回答する。

(次ページより解説 1~4)

解説1 国連人権関係条約での「慰安婦」の記述有無

「従軍慰安婦」問題は、以下の様に多くの国連の人権関係条約・機関で取り上げられております。
罰則を持っている人権理事会でも取り上げられているのは、要警戒です。

条約名	担当省	副題	「慰安婦」の記述	日本の加入	直近の政府報告	現状
国際人権規約 A (社会権規約)	法務省	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	有り	1979 年 6 月 21 日	2009 年 12 月	13 年 5 月最終見解
国際人権規約 B (自由権規約)	法務省	市民的及び政治的権利に関する国際規約	有り	1979 年 6 月 21 日	2012 年 4 月	今年 7 月 7 日～25 日 検討会→最終見解
女子差別撤廃条約	内閣府	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	有り	1985 年 6 月 25 日	2008 年 4 月	今年 7 月提出期限
児童の権利条約	厚労省	児童の権利に関する条約	無し	1994 年 4 月 22 日	2008 年 4 月	
人種差別撤廃条約	法務省	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	無し	1995 年 12 月 15 日	2008 年 8 月	
拷問禁止条約	法務省	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約	有り	1999 年 6 月 29 日	2011 年	13 年 6 月最終見解
人権理事会 (人権委員会)	外務省?	06年3月総会の下部機関として設置	有り	国連全加盟国	2012 年 7 月	12 年 11 月 審査結果発表

解説2 女子差別撤廃条約 第 6 回日本政府の「従軍慰安婦」に関する報告

報告/見解	記述内容(そのまま)
08 年 4 月 30 日 第 6 回政府報告	4. アジア女性基金について 91. 2003年の第4・5回日本政府報告審査を受け女子差別撤廃委員会より出されたいわゆる慰安婦問題に関する最終コメントを踏まえ、以下のとおり報告する。 92. 日本政府は、1995年7月に設立された「女性のためのアジア平和国民基金」(通称「アジア女性基金」)の行う事業に対して最大限協力してきた(基金設立以降2005年度末まで、約48億円の予算を支出)。 93. 基金は、フィリピン、韓国、台湾において、国民の募金を原資として、一人あたり200万円の「償い金」をいわゆる元慰安婦に支払うとともに、政府拠出金を原資として医療福祉支援事業(約5億1千万円)を実施した。その際、本問題に改めてお詫びと反省の気持ちを表す内閣総理大臣の手紙がそれぞれの方々に届けられている。これらの事業は2002年9月までに終了した。 94. また、オランダにおいては、オランダ側といわゆる元慰安婦の支援の在り方について協議した結果、生活状況の改善を支援するための事業を実施(総額2億4500万円相当)した。 95. インドネシアにおいては、インドネシア政府の意向を尊重し、いわゆる元慰安婦を支援する事業として、高齢者社会福祉推進事業(高齢者のための施設整備事業)に対し、総額3億8千万円規模の支援が実施されている。本事業は2007年3月までに終了した。 96. アジア女性基金は今日的な女性問題の解決にも取り組んできており、国際フォーラムの開催、NGOが行う広報活動の支援、調査研究事業、女性へのカウンセリングの実施、メンタルケア技術の研究などにも積極的に取り組んできた。 97. アジア女性基金は2007年に解散したが、政府としては、基金を通じたこれまでの国民及び日本政府の取組の説明に引き続き努力していく。

解説 3 女子差別撤廃委員会の前回09年7月に出された日本政府への「勧告」

- 1) 恒久的な解決策を見出し、それを実行する事
- 2) 被害者の「慰安婦」への補償をする事
- 3) 加害者を処罰する事
- 4) 「従軍慰安婦問題」を国民に教育する事(小中の教科書に記載する)

2009年7月 委員会最終見解	37. 委員会は、「慰安婦」の状況に対処するために締約国がいくつかの措置を講じたことに留意するが、第二次世界大戦中に被害者となった「慰安婦」の状況の恒久的な解決策が締約国において見出されていないことを遺憾に思い、学校の教科書からこの問題への言及が削除されていることに懸念を表明する。 38. 委員会は、締約国が「慰安婦」の状況の恒久的な解決のための方策を見出す努力を早急に行うことへの勧告を改めて表明する。この取組には、被害者への補償、加害者の訴追、及びこれらの犯罪に関する一般国民に対する教育が含まれる。
--------------------	---

解説4 拷問禁止委員会からの「従軍慰安婦」に関する「勧告」

「従軍慰安婦」に関しての国連の委員会の最新の勧告は、**一年弱前の2013年6月28日**に拷問禁止委員会から出ました。

その「勧告」は、出される一ヶ月前の橋下大阪市長の外国人特派員記者会見と関連付けて読むと良く判るのですが、

- 1) 「従軍慰安婦」が「性的奴隷」である事の明示的な承認
- 2) 日本政府の補償
- 3) 加害者処罰
- 4) 「従軍慰安婦」を否定する発言に対しての政府の反論
- 5) 国民への教育、教科書への記載

と、それまでの委員会見解と較べて、「慰安婦」を奴隷とした事や日本政府のアジア女性基金の対応を不十分とする極めて断定的で具体的な「勧告」です。

「従軍慰安婦」は人権理事会でも取り上げられています。そして「従軍慰安婦」を取り上げている各委員会が日本政府の「不誠実」な対応に不満を持ち、**それ等委員会の連携を視野に入れたと思える警告**をしています。

益々追い込まれて人権理事会で罰則付きの「勧告」が出る前に対処しなければなりません。人権理事会は最近北朝鮮の人権問題を取り上げました。そうなるかもしれない日本にとっての悪夢です。

以下が拷問禁止委員会の「従軍慰安婦」関連の最終見解の全文です。

13 年 6 月 28 日 拷問禁止委員 会の最終見解	軍による性的奴隷の被害者 19. 第二次世界大戦中の日本軍の性的奴隷行為の被害者、いわゆる「慰安婦」に対する虐待を認めるべく取られたいくつかの措置に関する締約国からの情報にもかかわらず、委員会は、本件に関し、特に以下との関係で、締約国が条約に基づく義務を履行していないことに引き続き深い懸念を有する。 (a)被害者に対する適切な補償とリハビリテーションを提供していないこと。委員会は、公的資金というよりも民間の寄付金によって出資された補償が、不十分かつ不相当であることを遺憾に思う。 (b)このような拷問行為の実行者を訴追し、裁判手続にかけていないこと。委員会は、拷問の影響の継続性という性質にかんがみ、被害者から救済、補償及びリハビリテーションの機会を奪うことになるため、時効が適用されるべきではないことを想起する。 (c)関連する事実及び資料を隠ぺいしていること、あるいは公開していないこと。 (d)国及び地方の政府高官並びに国会議員を含む政治家による、継続的な公的事実否認及び被害者の再トラウマ。 (e)学校の歴史教科書で本件に関する記述が減少していることに、とりわけ示されているように、ジェンダーに基づく条約違反を防止するための効果的な教育的措置が実施されていないこと。 (f)委員会及びその他多くの国連人権メカニズム、とりわけ、人権委員会(CCPR/C/JPN/CO/5, para.22)、女性差別撤廃委員会(CEDAW/C/JPN/CO/6, para.38)、社会権規約委員会(E/C.12/JPN/CO/3, para.26)及び人権理事会の何人かの特別手続マンドート・ホルダー(第1条、第2条、第4条、第10条、第14条及び第16条)によってなされた勧告と類似する、普遍的・定期的レビュー(UPR, A/HRC/22/14/Add.1, para. 147.145ff.)の文脈の中で行われた本件に関連するいくつかの勧告についての締約国の受入れ拒否。 一般的意見 No.3(2012)を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、「慰安婦」問題に関する被害者中心の解決策を見出すべく、とりわけ以下の手段による、即時かつ効果的な立法上及び行政上の措置を取ることを要請する。 (a)性的奴隷犯罪の法的責任を公に認め、実行者を訴追し、適切な刑をもってその者を罰すること。 (b)政府当局及び公人による事実否認並びにこのような度重なる否認を通じた被害者の再トラウマへの試みに反論すること。 (c)関連資料を開示し、事実を徹底的に調査すること。 (d)被害者の救済の権利を認め、そしてそれに応じて、被害者に対して、補償、満足感そして可能な限りの完全なリハビリテーションの手段を含む、完全で効果的な救済と償いを提供すること。 (e)締約国の更なる条約上の義務違反を防ぐ手段として、国民一般に対して、本件に関する教育を行い、また、全ての歴史教科書にこの出来事を含めること。
--------------------------------------	---